

災害時のトレーラーハウス活用の例(被災動物関連)

■ 一般社団法人 日本トレーラーハウス協会

- （一社）日本トレーラーハウス協会では、災害時に国や自治体等に対してトレーラーハウスの貸し出し支援を行っている。また、平時から災害時のトレーラーハウス活用の推進にも取り組んでおり、災害時の被災者支援・支援者支援でのトレーラーハウス活用の推進や各自治体、省庁におけるトレーラーハウスの災害活用の推進、各自治体単位での災害支援トレーラーハウス保有の推進活動なども行っている。

能登半島地震の際の支援活動

- 「令和6年能登半島地震」において、環境省や石川県からの要請を受け、（一財）トレーラーハウス設置検査機構との連携によりペット避難施設としてトレーラーハウスの無償貸出しを実施した。

【設置したトレーラーハウス（被災動物関連）】

- 金沢市いしかわ総合スポーツセンター
- 志賀町 町立富来活性化センター
- 珠洲市 飯田公民館

災害対応車両登録制度への登録

- 2025年6月に制度化された「災害対応車両登録制度」により、（一社）日本トレーラーハウス協会は2025年7月31日付で「災害対応車両調整法人」として登録された。災害発生時には（一社）日本トレーラーハウス協会が窓口となり、被災自治体等からの災害対応車両の派遣要請に基づき、加盟各社が保有するトレーラーハウスが被災地へ派遣される。

第4号様式（登録規程第5条関係）	
府政防第 1111 号	
「災害対応車両調整法人」登録通知書	
(法人名) 一般社団法人日本トレーラーハウス協会 (役 職) 代表理事 (氏 名) 大原 邦彦 殿	
申請のあった災害対応車両の配車調整等を行う法人的登録について、災害対応車両等登録規程(告示)により、次のとおり登録することを決定しましたので通知します。	
1 法人の登録 ID 番号	C-BTS-000001
2 法人名	一般社団法人日本トレーラーハウス協会
3 災害時に支援可能な用途	避難所 トイレ 入浴
4 登録の有効期限	令和 12 年 7 月 30 日
5 登録の条件	本登録を受けた者は、災害が発生し、又は発生する恐れがある区域を管轄する都道府県知事等の要請に基づき、その会員が所有する災害対応車両を当該都道府県知事等に提供するため、真摯に配車調整等を行うこと。
令和 7 年 7 月 31 日	
内閣総理大臣 石破 茂 (公印省略)	

出典：（一社）日本トレーラーハウス協会

災害時のトレーラーハウス活用の例(被災動物関連)

■一般財団法人 トレーラーハウス設置検査機構

- (一財) トレーラーハウス設置検査機構は、地震、台風、水害等の大規模な自然災害の際の被災者支援にトレーラーハウスやキャンピングカーを活用してもらうため、速やかな被災者支援活動が必要と判断される場合や、被災地となった都道府県等の自治体から要請があった場合に (一財) トレーラーハウス設置検査機構の費用負担で事業者からトレーラーハウスやキャンピングカーを借上げ、発災から1ヶ月の間、被災地へ無償貸与を行っている。



出典： (一財) トレーラーハウス設置検査機構

いしかわ総合スポーツセンター/石川県金沢市
「令和6年能登半島地震1.5次避難施設」



石川県志賀町
「町立富来活性化センター」



石川県珠洲市
「飯田公民館」

